

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 1 1 日

令和7年松戸市農業委員会3月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年3月11日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	主査	横田智之
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより令和7年3月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番、加藤万里子委員、議席番号8番、戸張嘉宣委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申入れはありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第7号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは利用計画について、農政課長、よろしくお願いたします。

農政課長 農政課長の松戸でございます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たりまして、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いします。

今回は農地銀行からの移行案件7件でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

お手元に配付されております議案書の1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、青色の表紙の冊子でお配りしております参考資料の1ページをご覧くださいと存じます。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は998平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料は2ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は平賀、現況地目は畑で、面積は631平方メートルでございます。

利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ナス、ズッキーニを主体に栽培する計画でございます。

次に、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は776平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ブロッコリー、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、参考資料の4ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,031平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ハウレンソウを主体に栽培する計画でございます。

次に、5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料5ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑で、面積は3,762平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、カブを主体に栽培する計画でございます。

次に、6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の6ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は中谷切、現況地目は畑で、面積は1,031平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツ、ネギを主体に栽培する計画でございます。

最後に7番をご説明いたします。

議案書2ページの7番、参考資料の7ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は1,932平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ダイコンを主体に栽培する計画でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

農業委員、推進委員の皆さんご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号を議題といたします。

1番と2番は関連してしますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を、併せてお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号1番、杉浦昌平です。

去る3月5日水曜日、議案第2号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、報告いたします。

当日は、湯浅孝一農業委員、戸張嘉宣農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、私の5名によって、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果について説明をいたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号の1番と2番について、併せてご説明をいたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については、1ページから8ページになります。

申請地の位置については、1ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、譲受人は障害者通所施設を運営しております。

現在、申請地の近くで、建物敷地と駐車場を借りて事業をしておりますが、老朽化が激しく、修繕が困難であること、また、賃料が高いことから、土地を探していましたところ申請地が見つかったため、申請地を取得し、障害者通所施設と職員駐車場にするためであります。

議案参考資料の3ページと4ページをご覧ください。

施設の概要については、障害者通所施設及び職員駐車場です。

排水については、施設側は、汚水雑排水の浄化槽を設置し、前面道路に接続します。雨水については、雨水抑制施設を設置します。

職員駐車場につきましては、砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除につきましては、施設敷地には、ブロックとフェンスを設置します。職員駐車場には単管パイプと砂利止め板を設置します。

費用については、自己資金と金融機関からの借入れで賄うとのことから、残高証明書と融資見込み証明書を確認いたしました。

農地区分につきましては、申請地はおおむね500メートル以内に、一般交通の用に供されている鉄道の駅があることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番と2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断いたしまして、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま杉浦昌平座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊委員 議席番号5番、渡邊洋子です。

ただいまの座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成いたします。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番と2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事あてに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の3番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の3番について、ご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については9ページから13ページになります。申請地の位置については9ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、譲受人は貨物輸送事業を行っております。申請地近くで松戸営業所の運営を行っておりますが、事業拡大をすること、また、既存施設では、従業員の駐車場がなく利用しづらいということから、申請地を取得し、トラック駐車場、従業員駐車場として利用するためであります。

議案参考資料の11ページをご覧ください。

施設の概要については、大型車両30台、普通車両39台を置く駐車場であります。

被害防除については、出入口を除く3方にコンクリートブロックとフェンスを設置します。

排水については、砂利敷きによる自然浸透です。

費用については、自己資金と金融機関からの借入れで賄うということから、残高証明書と融資見込み証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の3番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま杉浦昌平座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、渡来和治です。

先ほどの座長の説明で大変よく分かりました。私は、この案件に賛成したいと思います。

議長 ただいま渡来委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事あてに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の4番を議題といたします。

申請概要の説明と、審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号4番について説明をいたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については、14ページから18ページになります。申請地の位置については、14ページのところにあります。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、譲受人は、関西を中心に解体工事、土木工事、リフォーム工事を行っております。その事業拡大のため、関東の拠点の一つとして、隣地の既存施設を競売で購入しましたが、形状が現在いびつで使用しづらいため、申請地を新たに取得して、土地利用の効率化を図るためです。

議案参考資料の16ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場です。

被害防除については、隣接農地所有者からの要望により、高さ1.5メートル以下のポリエチレン製のネットを設置します。

排水については、砕石敷きにより自然浸透であります。

費用につきましては、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の4番につきまして説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま杉浦昌平座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号13番、農業委員の鈴木榮一です。

座長の説明でよく分かりました。また、当地で唯一耕作している隣接農地への影響ですが、日照についての意見等に対応するというごことですので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。
審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第2号の4番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事あてに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から12ページの報告事項7について、ご報告させていただきます。

まず5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、1月分として、相続による所有権移転により1件の届出を受理いたしました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、6ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、6ページ下段に記載のとおり、1月分として、田1件、998平方メートル、畑6件、1,108平方メートル、合計7件、2,106平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、7ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、1月分として8ページに記載のとおり、田3件、514平方メートル、畑12件、4,867平方メートル、合計15件、5,381平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、合意解約の通知が1件ありました。

次に、10ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から1件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、11ページ、報告事項6 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、3件を県知事あてに送付いたしました。

次に、12ページ、報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件交付をいたしました。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、8件交付をいたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年3月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時25分